

平成29年5月吉日

一般社団法人大阪府病院薬剤師会
会長 但馬重俊様

医療用医薬品卸売業公正取引協議会
近畿ブロック 大阪府地区会

便益労務提供の改善の取組について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、医療用医薬品卸売業界に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療用医薬品卸売業は、我が国の医療用医薬品流通の公正な競争秩序の確立及び公的医療保険制度の中で、透明性の高い企業運営・高い倫理観を持った営業活動を行うために、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた公正競争規約に基づき、取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供を制限しています。

昨年6月1日には、規約の運用体系を再整備して具体的に分かりやすく変更した運用基準が公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を得て施行されました。

変更した運用基準第6条には、公正競争規約で規定する「提供が制限される便益労務」が例示されました。

このたび、当地区会会員会社の大阪府内事業所を対象に調査しましたところ、一部の医療機関において現在も運用基準第6条第2項に該当する行為を行っていることが判明しました。

<提供が制限される便益労務の具体例 運用基準第6条第2項>

- ・ 医薬品納入後の棚入れ
- ・ 医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業
- ・ 施設内における医薬品等の移送
- ・ 棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為

上記の行為は、医療用医薬品の医療機関内での品質管理及び安全管理上の問題にも関わります。また、医療用医薬品卸売業公正競争規約に違反しますので、あらためて便益労務提供の改善の取組を図ることにしました。

したがいまして、誠に勝手ではございますが、今後はこれらの行為についてはご辞退させていただきたく存じます。事情ご賢察のうえ、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。